

## 研究会資料19および研究会資料20について

2024/1/22

公益社団法人 日本社会福祉士会 星野美子

### 【研究会資料19 修正案】

23ページ 27行目～33行目

#### 3 検討

##### (1) 本人の判断能力の不十分性について

また、自らの意思を決定することができるが、判断能力の不十分性により本人に見過ごすことのできない重大な不利益を生じさせる~~不合理的な~~判断をする者（例えば、生活困窮に至るほど資産を費消するという判断をする浪費者や虐待されても親族と一緒に生活するという判断をする者）や、通常は疾病や障害とともに生活している者であって日常的には判断能力に課題はない者が、ある一定の事情（例えば、被災する、疾病が急に悪化する、環境の変化でこれまでの人間関係が維持できなくなる等）の下で、本来持っている判断能力を適正に行使することができない状態が、~~ある場面で定型的類型的に続く~~者を法定後見の対象者に含むのかという点については、必ずしも共通認識が得られているわけではなく、更に検討を要すると考えられる。

（意見）この部分は、研究会において共通認識を得ることが難しかった部分と認識しており、更に何を検討する必要があるのかを記載することが求められると考える。この記載が共通認識なのかも不安があるが、一案として提示する。

### 【研究会資料20 修正案】

46ページ 34行目～36行目

#### 3 検討

##### (1) 成年後見人等による報酬請求

なお、本研究会では、専門家会議において成年後見人等の報酬について、成年被後見人等の負担の在り方について検討する必要がある旨の議論がされていることを指摘する意見が出された。

専門家会議では、論点のひとつとして本人負担が困難な場合の助成の仕組みとしての成年後見制度利用支援事業の適用範囲や助成額について地域差があることの課題、さらに医療費や介護保険等の費用負担の自己負担は全額ではないところ、家庭裁判所から付与された報酬額について、全額を本人が負担するという考え方で進めてよいか、という論点である。

(意見) 成年後見人等の報酬について、民法に規定されている「本人負担」が維持されても、真に必要な人が必要な場面において成年後見制度を利用できるようにするためには、民法の改正のみならず、報酬の本人負担のあり方の検討、それを踏まえた成年後見制度利用支援事業の抜本的見直しの議論に進む必要あると考えるため、この在り方研究会においても発言があったことをとりあげていただいたことに感謝申し上げるとともに、その内容について、今後他所の議論の際に参考にされるものとして、追記をお願いしたい。

以上